

# 令和5(2023)年度 新学術領域研究（研究領域提案型） 研究計画調書（計画研究）作成・記入要領（終了研究領域）

研究計画調書は、科研費の交付を申請しようとする者が、公募要領に基づいて、あらかじめ当該研究計画に関する内容を記入し、文部科学大臣宛て提出するものであり、科学技術・学術審議会における審査資料となるものである。

については、下記の点に留意した上で、誤りのないように作成すること。

なお、科学技術・学術審議会における審査の結果、採択された場合には、交付内定の通知が行われ、この通知に基づき交付申請書を提出し、研究計画等が適正と認められた場合に科研費が交付されることになる。

## 記

- ・この作成・記入要領は、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の「終了研究領域」の研究計画調書を作成するための要領である。
- ・研究成果を取りまとめるための研究計画及び研究成果の取りまとめに必要な経費を記載すること。  
なお、「終了研究領域」の研究計画においては、研究活動を行うことはできない。
- ・研究計画調書は、「I 応募情報（Web入力項目）」、「II 研究計画調書【様式S-9】（添付ファイル項目）」から構成される。
- ・研究計画調書の作成に当たっては、公募要領に基づいて、研究代表者が責任を持って作成すること。
- ・審査においては多数の応募研究課題が審査に付されることを考慮し、本文は11ポイント以上（英語の場合は10ポイント以上）の大きさの文字等を使用すること。
- ・各項目のタイトルが必ず頁の先頭に来るようすること。また、各項目で定められた頁数を超えないこと。
- ・様式上の留意事項については削除すること。また、それ以外の指示書き及び囲み枠は削除しないこと。
- ・英語で記入された研究計画調書も受け付ける。
- ・研究計画調書の提出後は、差替え等を認めないため、提出前に、PDFファイルに変換された研究計画調書の内容に不備（文字や図表の欠落、文字化け等）がないか、必ず確認すること。

## I 応募情報（Web入力項目）

以下の項目は、「研究計画調書」の「応募情報（Web入力項目）」であり、作成に当たっては、研究代表者が所属する研究機関から付与された「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」のID・パスワードにより科研費電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）にアクセスして直接入力を行うこと。

応募情報（Web入力項目）は、「電子申請システム」によって作成される研究計画調書（PDFファイル）の前半部分（「研究代表者氏名」「最も関連の深い小区分」等）及び後半部分（「研究経費とその必要性」）で構成される。

応募情報（Web入力項目）に係る作成・入力要領は、「令和5(2023)年度新学術領域研究（研究領域提案型）研究計画調書 応募情報（Web入力項目）作成・入力要領（終了研究領域）」（49頁）を参照すること。

○Web入力項目「前半部」

#### 「研究課題情報」

1. 研究区分
2. 研究課題番号
3. 研究領域
4. 研究項目番号
5. 研究代表者氏名
6. 研究代表者所属研究機関・部局・職
7. 研究課題名
8. 研究経費
9. 最も関連の深い小区分
10. 開示希望の有無
11. 研究代表者連絡先
12. 研究組織

#### ○Web入力項目「後半部」

##### 「研究経費とその必要性」

## II 研究計画調書【様式S-9】（添付ファイル項目）

以下の項目は、「研究計画調書（添付ファイル項目）」の内容であり、研究計画調書（PDFファイル）の中間部分に当たる。

研究代表者は、「研究計画調書（添付ファイル項目）」について、文部科学省の科学研究費助成事業ホームページから様式を取得し記入したものを、「電子申請システム」にアクセスして添付すること（5MB以上のファイルは添付不可）。

作成に当たっては、下記の指示及びそれぞれの欄の指示に従うこと。また、様式の余白は、上20mm、下20mm、左20mm、右20mmで設定しており、余白の設定を変更すると、審査資料を作成する際、文字等の欠落等のおそれがあるので、設定を変更しないこと。

なお、当該研究領域の研究成果の取りまとめの計画を公募の対象としており、研究活動を実施する研究計画は公募の対象としていないため、注意すること。

(1) 「計画概要」「研究成果取りまとめの目的」「令和4(2022)年度までの研究経過」「令和4(2022)年度までの研究の評価」「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄には、それぞれの研究計画調書に記載している指示に従って記述すること。

(2) 「令和5(2023)年度の研究成果取りまとめの計画・方法」欄

研究計画調書に記載している指示に従って記述すること。なお、科研費は国民から徴収された税金等で賄われるものであるため、研究者は、その研究成果を社会・国民にできるだけ分かりやすく説明することが求められている。このため、研究成果を社会・国民に発信する方法（例えば、ホームページの作成、研究成果広報用パンフレットの作成、公開行事等への参加、マスメディアへの発表予定）等についても記述すること（公募要領7～9頁参照）。

(3) 「研究成果の発表状況」欄

研究計画調書に記載している指示に従って記述すること。なお、研究成果の社会・国民への発信状況の記述に当たっては、公募要領7～9頁を参照すること。